

前橋市公園条例の改正について（議案第 6 8 号）

公園管理事務所・スポーツ課

1 改正の理由

- (1) 前橋公園の各公園施設について、指定管理者に管理を行わせることができる対象を拡大するため、所要の改正を行う。
- (2) 大胡総合運動公園のサッカー場について、人工芝から天然芝に張替えを行うことに伴い、使用料の額を見直す。
- (3) 公園を占有する場合の使用料について、消費税の算定方法を見直す。

2 主な内容

- (1) 前橋公園における指定管理者の管理について、次のとおり改正を行う。
 - ア 指定管理者による管理を行わせることができる前橋公園の公園施設は、中央児童遊園及び臨江閣を除いた各公園施設とする。（現行は、石倉町四丁目及び石倉町五丁目の各一部地内の各公園施設）
 - イ 前橋公園の各公園施設において物品販売等の行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならないこととする。
 - ウ 前橋公園の有料公園施設の利用及び物品販売等の行為に係る使用料は利用料金とし、指定管理者の収入として収受させることができることとする。
- (2) 大胡総合運動公園陸上競技・サッカー場のサッカー利用に係る占有利用の使用料の額を次のように改める。

区 分	使 用 料					
	6 時～ 9 時	9 時～ 1 2 時	1 2 時～ 1 5 時	1 5 時～ 1 8 時	1 8 時～ 2 1 時	時間外 （1 時間 当たり）
一 般	10,260円	10,260円	10,260円	10,260円	10,260円	3,420円
高校生以下	5,130円	5,130円	5,130円	5,130円	5,130円	1,710円

- (3) 公園を占有する場合において、市長の許可を受けようとする者から徴収する使用料の額は、使用料の額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。

3 施行期日

2 の(1) 令和 7 年 4 月 1 日

2 の(2) 令和 6 年 7 月 1 日

2 の(3) 令和 6 年 6 月 1 日